

和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱

平成12年4月7日 森第33号

(最終改正)

令和7年6月2日 森第261号

(趣旨)

第1条 知事は、森林の持つ国土保全、水源涵養、自然環境^{かん}の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能に対する社会的要請にこたえ、調和のとれた森林の造成を計画的かつ効果的に推進し、森林の総合的機能の発揮と山村社会の発展に資するため、和歌山県森林環境保全整備事業（以下「本事業」という。）を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）、和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知、以下「国保全要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知、以下「国保全要領」という。）に基づき実施する森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知、以下「農山漁村実施要領」という。）に基づき実施する森林整備事業、激甚災害に係る森林災害復旧事業事務取扱要綱（昭和56年4月17日付け56林野造第52号農林水産事務次官依命通知）、激甚災害に係る森林災害復旧事業実施要領（昭和56年4月17日付け56林野造第53号林野庁長官通知）及び激甚災害に係る森林災害復旧造林事業費補助金交付要綱（昭和56年7月21日付け56林野造第58号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する森林災害復旧事業、森林整備活性化資金を活用して行う森林整備活性化資金支援事業及び気象災等による被害跡地で行う県単独森林災害復旧事業とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象事業における補助対象経費、補助率及び事業主体は、別表1に掲げると

おりとする。

（補助金の交付申請）

- 第4条 交付申請は、原則として補助事業完了後に行うものとし、国保全要綱に基づき実施する森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業の申請書の提出期限については2月末日まで、その他の事業については3月25日までとする。
- 2 規則第4条に規定する補助金等交付申請書（別記様式第1号）には、必要に応じて別表2に掲げる書類を添付するものとする。
- 3 補助金の交付申請は、別表1に規定する事業区分ごとに行うものとする。

（補助金交付申請手続等の委任等）

- 第5条 事業主体は、規則第4条の規定による補助金交付の申請及び補助金の受領に関する事務を造林地所在の市町村長又は森林組合等（以下「森林組合等」という。）に委任して行うことができる。
- 2 前項の委任を受けた森林組合等は、補助金を代理受領したときは、速やかに当該事業主体にこれを支払い、かつ、その支払を明らかにした書類を保管するとともに、県からの補助金交付後おおむね30日以内に事業主体に対する支払状況を配布完了報告書（別記様式第12号）に配布明細書（別記様式第13号）その他知事が必要と認める書類を添えて知事に報告するものとする。
- 3 第1項の委任を受けた森林組合等は、補助金交付の決定に付された条件を当該委任した事業主体に通知し、通知を受けた事業主体は、当該通知に係る条件を厳守しなければならない。

（交付条件）

- 第6条 第2条に規定する事業に係る補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（協定等により実施する特定機能回復事業にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して10年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備、山村強靱化林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 森林法第11条に規定する森林経営計画に基づいて行う事業であつて、当該森林経営計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業の査定係数が90となる場合にあつてはその差額）を返還すること。
- (3) 森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権

配分計画」という。)に基づいて行う事業であって、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消しとなった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(当該事業の査定係数が90となる場合にあってはその差額)を返還すること。

- (4) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (5) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りでない。
- (6) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 「面的複層林の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は伐区における更新の完了が確認された年度の翌年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (8) 森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(竣工検査)

第7条 第4条第1項に規定する交付申請書を受理した振興局長は、速やかに和歌山県森林環境保全整備事業検査要領(平成28年5月26日付け森第05260015号)により、竣工検査を行うものとする。

- 2 第1項の竣工検査において、事業主体は知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(書類の提出)

第8条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する振興局長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 第4条第1項に規定する交付申請書を受理した振興局長は、第7条に規定する竣工検査の結果に基づき、交付決定及び補助金の額の確定を同時に行うものとし、併せて事業施行地を管轄する市町村長にその旨を通知するものとする。

(電子申請による特例)

第10条 第4条に規定する書類の提出及び第9条に規定する通知は、和歌山県森林クラウドシステムによることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行し、改正後の規定は、令和元年度の当初予算から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

区分		事業内容	補助対象経費	補助率	事業主体
森 林 環 境 保 全 整 備 事 業	森 林 環 境 保 全 直 接 支 援 事 業	国保全要領、 農山漁村実施 要領による	国保全要領、農山漁 村実施要領で定め られる施業に要す る経費	当該事業に要する 経費の 4/10 以 内。ただし、森林所 有者等による整備 が進み難い森林等 における分収方式 による森林施業及 びこれらに必要な 路網の整備につい ては 5/10 以内	国保全要領、農山 漁村実施要領によ る
森林 環境 保全 整備 事業・ 農 山 漁 村 地 域 整 備 交 付 金（農 業 用 水 保 全 の 森 づ く り 事業・	特 定 機 能 回 復 事業（森 林 緊 急 造成・被 害 森 林 整備・重 要 イン フラ 施 設 周 辺 森 林 整 備・林相 転 換 特 別 対 策 （ 特 定 ス ギ 人 工 林 ））			当該事業に要する 経費の 4/10 以 内。ただし、市町村 及び森林整備法人 等が行う森林緊急 造成及び重要イン フラ施設周辺森林 整備については 5 /10 以内	
漁 場 保 全 の 森 づ く り 事 業）	特 定 機 能 回 復 事業（保 全 松 林 緊 急 保 護 整備）			当該事業に要する 経費の 7/10 以内	
農 山 漁 村 地 域 整 備	共 生 環 境 整 備 事業（森 林 空 間			当該事業に要する 経費の 7/10 以 内。ただし、用地等 取得については 4	

交付金（森林基盤整備事業・農業用水保全の森づくり事業・漁場の森づくり事業）	総合整備事業・絆の森整備事業）				／10 以内	
	機能回復整備事業（特定森林造成事業）	特定林地改良	耕作放棄地等森林造成・花粉発生源対策促進事業		当該事業に要する経費の 4/10 以内	
森林災害復旧事業	1 被害木等の伐採及び搬出			跡地造林と一体的に行うことが必要な激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であって、当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出（搬出に必要な破断及び集積を含む。）に要する経費	当該事業に要する経費の 3/4 以内	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、法人でない団体であって、森林所有者（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を除く。）がその主たる構成員となっており、かつ、団体の目的、代表者、代表権の範囲、団体の意志決定の機関及びその決定の方法、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項並びに会費の徴収が必
	2 被害木等の伐採跡地における造林					

		子の播付け及びこれらに伴う作業(以下「跡地造林」という。)に要する経費		要である場合には、その徴収方法の規約を有しているもの、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された公益法人(造林事業を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体が、社団法人にあっては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。)、造林の事業を行う一部事務組合及び財産区
	3 倒伏した造林木の起こし	激甚災害により倒伏した造林木の起こし(以下「倒木起こし」という。)に要する経費		
	4 作業路の開設	被害木等の整理、跡地造林及び倒木起こしの作業を行うために必要な作業路の開設に要する経費		
県単 独森 林災 害復 旧事 業	被害木等の整理	気象災等による被害跡地で行う被害木の伐採及び搬出(搬出に必要な破断及び集積を含む。)に要する経費。ただし、県下で激甚な森林被害が発生した時に限る。	当該事業に要する経費の4/10以内	森林組合
森林整備活性化資金支援事業		21世紀型先進林業地総合整備資金制度実施要綱(平成6年8月15日付け6林野企第125号農林水産事務次官通知)第2の5に規定する森林整備活性	当該事業に要する経費の0.3/10以内	森林整備活性化資金を活用して森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業、美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業、農業用水保全の森

	化資金の貸付を受けて行う森林環境保全整備事業実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 882 号農林水産事務次官依命通知)に基づく森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業、美しい森林づくり基盤整備交付金実施要綱(平成 20 年 8 月 4 日付け 20 林整整第 430 号農林水産事務次官依命通知)に基づく美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知)に基づく農業用水保全の森づくり事業及び漁場保全の森づくり事業の実施に要する経費		づくり事業及び漁場保全の森づくり事業を実施するもの
--	---	--	----------------------------------

別表 2（第 4 条関係）

確認すべき書類	様式	備考
ア 整備内訳表	別記様式第 2 号	施業又は測量実施期間が旧・新森林経営計画にまたがる場合は、整備内訳表（付表）を添付する
イ 位置図※		5 万分の 1 及び 5 千分の 1 地形図
ウ 施業図※		
エ 苗木明細表	別記様式第 3 号	人工造林、樹下植栽を実施する場合に限る
オ 下刈りの必要性に係る調査表	別記様式第 4 号	令和 4 年度以降に植栽を実施した森林において、4 回目以降の下刈りを実施する場合に限る
カ 平均胸高直径調査表	別記様式第 5 号	13 齢級以上の林分で実施する保育間伐、間伐、更新伐及び特定機能回復事業のうち林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業における伐倒、集積搬出を実施する場合に限る
キ 搬出材積集計表	別記様式第 6 号	保育間伐、間伐、更新伐及び特定機能回復事業のうち林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業における伐倒、集積搬出を実施する場合に限る
ク 森林作業道作設に係るチェックリスト	別記様式第 7 号	申請者が記入すること。なお、森林作業道整備を実施する場合に限る
ケ 社会保険等の加入実態状況調査表	別記様式第 8 号	
コ 役員等に関する名簿	別記様式第 9 号	
サ 森林所有者等との協定書の写し		事業主体が森林所有者等との協定に基づいて行う事業に限る
シ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート	別記様式第 10 号	実際に事業を行った者が記入すること。なお、申請日と同一年度内に本事業において提出している場合は省略できるものとする
ス 環境負荷低減チェックシート	別記様式第 11 号	実際に事業を行った者が記入すること。なお、申請日と同一年度内に本事業において提出している場合は省略できるものとする

セ 事業主体からの委任 状		第 5 条第 1 項の規定する委任を受けた場 合に限る
ソ その他知事が必要と 認める書類		

※ 施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ずれを、三次元情報を基に位置補正した画像のことで、正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。）等を提出する場合は、省略することができる

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

年度和歌山県森林環境保全整備事業補助金等交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名

年度において、和歌山県森林環境保全整備事業を実施しましたので、補助金を交付されるよう和歌山県補助金等交付規則第 4 条及び和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 5 条の 2 に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第 10 条第 2 項の規定に違反した場合には、同規則第 17 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

関係書類

- 1 整備内訳表
- 2 位置図
- 3 施業図
- 4 社会保険等の加入実態状況調査表
- 5 役員等に関する名簿
- 6 その他

整備内訳表

市町村名						事業主体名						代理申請						
事業名 1						事業名 2						事業区分						
番号	森林所有者		施行箇所 (市町村名以下を記入)	事業		事業成績				森林経営計画等	集約化実施計画	事前計画提出日	施策実施期間	衛星通信 機器等 活用の有無	雇用の 有無	育単・ 育複の別	一貫作業 有無	備考
	住所	氏名		事業内容	査定区分	樹種 幅員	面積 延長	成績 A	成績 B									

記載上の注意

1 施行市町村、事業主体及び事業名別に別様とすること。

2 森林組合等が事業主体の委任を受けて申請する場合は代理申請欄に委任を受けた森林組合等の名称を記載すること。

3 事業名 1 欄には、森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金、森林災害復旧事業等の別をそれぞれ記載すること。なお、よみがえりの森整備事業については、「（よみがえりの森）」と併せて記載すること。

4 事業名 2 欄には、森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、共生環境整備事業、機能回復整備事業、農業用水保全の森づくり事業、漁場保全の森づくり事業の別をそれぞれ記載すること。

5 事業区分欄は、特定機能回復事業、農業用水保全の森づくり事業、漁場保全の森づくり事業にあっては、森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備、林相転換特別対策（特定スギ人工林）、保全松林緊急保護整備の別を記載するとともに、保全松林緊急保護整備については、（ ）書きで保全松林健全化整備又は松林保護樹林帯造成の別も併せて記載すること。また、共生環境整備事業にあっては、森林空間総合整備、絆の森整備の別を、機能回復整備事業にあっては、特定林地改良、耕作放棄地等森林造成、造林未済地緊急造林の別を記載すること。

6 施行箇所欄には、該当するすべての大字、字及び地番を記載すること。また、森林災害復旧事業にあっては、地区名及び施行団地名を併せて記載すること。

7 事業内容欄には、人工造林、樹下植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、森林保全再生整備、衛生伐、鳥獣害防止施設等整備、森林作業道、森林環境教育促進整備、森林健康促進広場、里山林機能強化整備、市民参加型森林整備、野生生物共生林整備、特定林地改良等の別をそれぞれ記載すること。また、森林災害復旧事業にあっては、事業区分（被害木等の整理、跡地造林、倒木起こし又は作業路開設の別）を記載すること。

8 査定区分欄は、森林環境保全直接支援事業にあっては該当する計画区分（森林経営計画、実施権配分計画、特定間伐等促進計画等の別）を記載し、特定機能回復事業にあっては保安林等の区分を記載すること。また、森林災害復旧事業及び県単独森林災害復旧事業にあっては、事業区分別の類型別単価における類型区分を記載すること。

9 面積は、ヘクタールを単位として単位以下2位までとし、3位以下は切り捨てること。

10 事業の内容が森林作業道である場合には、事業成績欄に幅員及び延長を記載するほか、成績A欄に作業道名（又は作業路名）を記載すること。

11 事業の内容が保育等（植栽、森林作業路又は付帯施設に係るものを除く。）である場合には、事業成績欄に樹種及び面積を記載するほか、備考欄に林齢を記載し、うち除間伐等の伐採に係るものにあっては、成績A欄に除伐、保育間伐、間伐、更新伐の別及び伐採率を、成績B欄にヘクタール当たりの搬出素材材積を記載し、枝打ちにあっては、成績A欄にヘクタール当たりの枝打本数を、成績B欄に枝打高を記載すること。また、森林災害復旧事業及び県単独森林災害復旧事業等の被害地関係にあっては、面積欄に被害区域面積及び被害率を、成績A欄に施行実面積（被害区域面積×被害率）を記載し、倒木起こしにあっては、成績B欄にヘクタール当たりの倒木起こし本数を記載すること。

12 事業の内容が植栽に係るものである場合には、成績A欄にヘクタール当たりの樹種別植栽本数を、成績B欄に自家養成又は林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条に規定する生産事業者表示票に基づく購入先等を記載すること。

13 事業の内容が鳥獣害防止施設等整備又は森林保全再生整備である場合には、樹種欄に当該施設により保全する箇所の樹種を、面積欄に施設等整備事業量を記載するほか、成績A欄に施設の内容を、成績B欄に施設の構造・規格を、備考欄に当該施設により保全する箇所の樹種の林齢及び区域面積を記載すること。

14 森林経営計画等欄は、森林経営計画の認定番号又は経営管理実施権配分計画の整理番号を記載すること。

15 集約化実施計画欄は、集約化実施計画の団地名を記載すること。

16 森林作業に従事した者に当該施行箇所の森林所有者又は森林を所有する会社等の従業員がいる場合は、備考欄にその旨を記載すること。

17 施策実施期間欄は、補助金交付申請に係る事務等に係る期間及び測量実施期間は含めず、現場において事業内容に記載した作業を行った期間を記載すること。

18 衛星通信機器等活用の有無欄は、実際に使用されたかどうかに関わらず、当該機器等が緊急時の連絡体制整備に活用されている場合は有を記載すること。

19 備考欄には、施行箇所ことの該当する単価番号（森林整備事業等標準単価一覧表に記載）及びソーニング（経済林、環境林）エリアを記載すること。

20 和歌山県森林環境保全整備事業補助金実施要領（平成28年5月26日付け森第05260014号）第4の(2)のアに定める完了後の写真（完了状況の成績がわかるもの）及び力の写真を添付すること。

整備内訳表（付表）

番号	森林経営計画（旧）		森林経営計画（新）			事前計画 提出日	測量実施期間		竣工年月日
	認定番号	期間 至	認定番号	期間 至	期間 至		着手	着手	
	認定日		認定日						

（注） 施業又は測量実施期間が旧・新森林経営計画にまたがらない場合は省略するものとする。

苗木明細表

1 樹種別成績

樹種・種別 数量	スギ	ヒノキ					
	(〇〇苗／〇〇)	(〇〇苗／〇〇)					
面積 (ha)							
本数 (本)							

2 苗木受給成績

樹種	苗木 (年)	所要本数 (本)	自家養成 (本)	自己購入 (本)			組合斡旋 (本)			計 (本)		
				地元購入	移入		地元購入	移入		地元購入	移入	
					郡外	県外		郡外	県外		郡外	県外

(注)

1 造林が無い場合は省略するものとする。

2 (1)の種別欄は、裸苗、ポット苗又はコンテナ苗の別を記載すること。また、エリートツリー、花粉症対策苗木（少花粉苗、特定苗木等の種別）を使用した場合は、併せて記載すること。（例：コンテナ苗／エリート、ポット苗）

別記様式第4号（第4条関係）

下刈りの必要性に係る調査表

項目	内容			
現地確認日※ ¹				
下刈り施業実施期間	～			
植栽樹種				
植栽密度				
植栽木樹高平均※ ²				
過去の下刈り実績	回数		実施年度	
競争状態 (いずれかにチェックすること)	優勢木※ ³ 割合が8割未満である			☐
	夏以降の優勢木割合が8割未満となる見込みである			☐
雑草木タイプ※ ⁴				
雑草木最大高※ ⁵				
現地状況写真※ ⁶	別添のとおり			

※¹ 「現地確認日」とは、下刈りの必要性について判断するための現地確認実施日を指す

※² 「植栽木樹高平均」は、0.5m未満、1.0m未満、1.5m未満、2.0未満、2.5m以上のいずれかを記入する

※³ 「優勢木」とは、植栽木の梢端部が雑草木を上回るものを指す

※⁴ 「雑草木タイプ」は、ササ類、キイチゴ類、ススキ、草本類、木本類のいずれかを記入する

※⁵ 「雑草木最大高」は年間を通じた最大高又は見込みの最大高を指す

※⁶ 本資料に、次の写真を添付すること

① 施行地全体の競合植生の繁茂状況がわかる写真（遠望）

② ①の範囲内で、5～10本程度の植栽木の競合状況が把握できる写真（近景）

別記様式第4号（第4条関係）記載例

下刈りの必要性に係る調査表

項目	内容			
現地確認日※ ¹	令和○年6月1日			
下刈り作業実施期間	令和○年7月1日 ～ 令和○年7月31日			
植栽樹種	スギ、ヒノキ			
植栽密度	2,000本/ha			
植栽木樹高平均※ ²	1.0m未満			
過去の下刈り実績	回数	3回	実施年度	令和4～6年度
競争状態 (いずれかにチェックすること)	優勢木※ ³ 割合が8割未満である			☒
	夏以降の優勢木割合が8割未満となる見込みである			☐
雑草木タイプ※ ⁴	ササ類			
雑草木最大高※ ⁵	1.5m			
現地状況写真※ ⁶	別添のとおり			

※1 「現地確認日」とは、下刈りの必要性について判断するための現地確認実施日を指す

※2 「植栽木樹高平均」は、0.5m未満、1.0m未満、1.5m未満、2.0未満、2.5m以上のいずれかを記入する

※3 「優勢木」とは、植栽木の梢端部が雑草木を上回るものを指す

※4 「雑草木タイプ」は、ササ類、キイチゴ類、ススキ、草本類、木本類のいずれかを記入する

※5 「雑草木最大高」は年間を通じた最大高又は見込みの最大高を指す

※6 本資料に、次の写真を添付すること

① 施行地全体の競合植生の繁茂状況がわかる写真（遠望）

② ①の範囲内で、5～10本程度の植栽木の競合状況が把握できる写真（近景）

平均胸高直径調査表

樹種・林齢： _____ ・ _____ 年生
(単位：本)

標準地 胸高直径	①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
6								
8								
10								
12								
14								
16								
18								
20								
22								
24								
26								
28								
30								
32								
34								
36								
38								
40								
合計								

(B) (A)

平均胸高直径： (A) _____ cm ÷ (B) _____ 本
= _____ cm

搬出材積集計表

集約化団地名：_____

番号	施行箇所	面積 (ha)	搬出材積 (m3)	搬出方法	伐採後 本数 (本)	伐採本数 (本)	伐採率 (%)	平均 胸高直径 (cm)	備考
計									

(A) (B)

1 haあたり搬出材積： (B) _____ ha ÷ (A) _____
= _____ m3/ha

- 記載上の注意
- 1 番号欄は、整備内訳表の番号と一致させること。
 - 2 証明書等欄については、搬出材積を証明する資料名を記載すること。
 - 3 搬出方法欄は、定性、列状、車輻系、架線系等の別を記載すること。
 - 4 搬出を行っていない箇所についても、搬出材積をゼロとして記載すること。
 - 5 和歌山県森林環境保全整備事業実施要領（平成28年5月26日 森第05260014号）第4の(1)に定める標準地について、森林組合、林業事業体等が確認したプロットデータを記載すること。
 - 6 保育間伐についても、搬出材積をゼロとしプロットデータを記載すること。
 - 7 特定機能回復事業のうち林相転換特別対策（特定スギ人工林）及び農山漁村地域整備交付金のうち花粉発生源対策促進事業については、伐採本数欄に立木本数/haを記載すること。

森林作業道作設に係るチェックリスト

申請日	令和 年 月 日
事業実施主体	
森林の所在地	
施工延長	

検査日	令和 年 月 日
検査者	

区分		チェック項目	申請者	検査者
路線計画	基本事項	① 路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。	□	□
		② 地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。		
		③ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。		
		④ 作設箇所は原則として人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定する。		
		⑤ 急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、通過する区間を極力短くする。		
		⑥ 原則として溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接流入しないようにする。		
		⑦ 作設箇所について、やむを得ず保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する場合は適切な構造物を設置する。		
		⑧ 森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。		
		⑨ 環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。		
		⑩ 造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。		
		⑪ 希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。		
		⑫ 森林法等に基づく届け出等の手続きについて、林務担当部局等に確認する。		
施工	幅員	① 使用する林業機械と傾斜区分に対応して示されている幅員の目安に適合する。	□	□
	縦断	① 集材作業等を行う車両が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。		

断勾配	②	集材作業等を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。	☐	☐
	③	現地条件が良い場合は概ね10°以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね14°程度とする。2トン積トラックの走行を想定する場合は、経路区間を設けるなど安全性に十分注意する。		
	④	安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避け、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保する。		
排水施設	①	路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。	☐	☐
	②	横断排水施設やカーブを利用して分散排水する。排水先がない場合は、側溝等により導水する。		
	③	排水溝は、原則として開きよとする。		
	④	小渓流の横断は、原則として洗い越し施工とする。		
	⑤	丸太やゴム板による横断排水施設は、林業機械等の重量などを考慮する。		
	⑥	排水はカーブ上部の入口手前部分で行い、曲線部への雨水の流入を極力避ける。		
	⑦	コンクリート路面工等を設ける場合は、地山と路面工等の境界の侵食防止等の観点から横断排水施設を設置する。		
	⑧	横断排水施設の排水先には、水たたき等を設置する。		
	⑨	転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしないようにする。		
切土・盛土	①	土質に応じた施工方法により実施する。	☐	☐
	②	幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。		
	③	やむを得ず残土が生じる場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。		
切土	①	切土高は1.5m（岩盤又は締まった土砂については2.0m）程度以内を標準とし、高い切土が連続しないよう施工する。	☐	☐
	②	切土のり面勾配は土砂の場合は6分、岩石の場合は3分を標準として施工する。		
盛土	①	複数層に区分し、各層30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固める。	☐	☐
	②	盛土のり面勾配は、概ね1割より緩い勾配とする。また、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度の勾配とする。		
	③	ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返したり、構造物を設置すること等を行い、路体に十分な強度を持たせる。		
	④	沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。		
	⑤	盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。		
曲線部	①	林業機械等が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	☐	☐
	①	構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。		

	構造物等	②	軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を行う。	□	□
		③	森林作業道の作設に不向きな土質（粘性土、赤土）の箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、砕石を施すなどの対策をとる。		
		④	一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、軟弱地盤の深さに応じて、表土の剥ぎ取り、深層との混ぜ合わせ等の工夫をする。		
		⑤	2t積トラックなど接地圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を施工する。		
	伐開	①	斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。	□	□
		②	幅は、土質条件や風衝を考慮して決定する。		
		③	路線沿いの立木は、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残す。		
周辺環境への配慮		①	人家、道路等の保全対象又は水道の取水口が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	□	□
管理	①	一般車両の侵入を禁止する、定期的な巡視を行うなどの適正な管理を行う。	□	□	
	②	森林作業道の管理主体を明確にする。			

社会保険等の加入実態状況調査表

測定実施期間： 年 月 日～ 年 月 日

整理番号

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済 (中小企業退職金共済制度以外)		退職金共済 (中小企業退職金共済制度)		計	直営・ 請負の別	備考	番号
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	2点	加入	3点				
合計																
平均																

- 記載上の注意
- 1 加入欄は、該当する保険に加入している場合に「○」を記載すること。
 - 2 退職金共済は、林退共、中退共、建退共等について該当する場合に記載すること。
 - 3 作業者の雇用状況（常用、臨時、再雇用等）を備考欄に記載すること。
 - 4 番号欄は、従事した箇所の番号（整備内訳表の番号）を記載すること。

役員等に関する名簿

申請者	名称		住所					
役職名	氏名（フリガナ）		生年月日				性別	備考
	姓	名	元号	年	月	日		
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						
	()	()						

添付書類
登記簿謄本又は定款等の写しのいずれかを添付

- (注)
- 1 法人の登記事業明細書に登載されている役員全員について記載すること。
 - 2 「元号」は、次のように記載すること。
明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H 令和：R
 - 3 記載しきれない場合は、複数枚作成すること。

別記様式第10号（第4条関係）

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	

1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時の備え	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

環境負荷低減チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
1-(1)	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節約	
2-(1)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
3-(1)	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分	
4-(1)	廃棄物の削減に努め、適切に処理する。	
5	生物多様性への悪影響の防止	
5-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
5-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
6	環境関係法令の遵守等	
6-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
6-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
6-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
6-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

別記様式第12号（第5条関係）

年度和歌山県森林環境保全整備事業補助金配布完了報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名

先に一括代理受領した 年度和歌山県森林環境保全整備事業補助金の支払を完了しましたので、和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、配付明細書を添えて報告します。

年度和歌山県森林環境保全整備事業補助金配布明細書

申請番号	市町村名	事業主体名	事業名	森林所有者		施行箇所 (市町村名以下を記入)	事業		事業成績				県から交付された 補助金額 (円)	補助金相殺内訳						事務取扱 手数料 (円)	計 (円)	支払額 (円)	補助金 支払 年月日	備考		
				住所	氏名		事業内容	査定区分	樹種 幅員	面積 延長	成績 A	成績 B		森林保険料		事業成績										
														期間	金額 (円)	樹種	数量 (本)	単価 (円)	金額 (円)							

記載上の注意
1 施行市町村、事業主体及び事業名別に別様式とすること。
2 事業主体名の欄には、委任した事業主体名を記載すること。
3 事業名、森林所有者、施行箇所、事業及び事業成績の各欄については、和歌山県森林環境保全整備事業補助金交付要綱第4条第2項に規定する整備内訳表（別記様式第2号）の記載上の注意に基づき記載すること。
4 代理申請者が受領した補助金から相殺できるのは、補助金事務取扱手数料、事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は先払代金及び当該施行地の森林保険料等とする（森林環境保全整備事業実施要領の運用6の(4)）。